

主要国競争法における手続の流れ

資料5

	処分前後の手続		司法審査
	事前手続	事後手続	
日本	意見申述・証拠提出の機会の付与	公正取引委員会による審判	東京高裁 最高裁
アメリカ	行政法判事による行政審判 ^(注1) (Administrative Law Judge)	×	連邦控訴裁 連邦最高裁
EU	聴聞の機会の付与 (Hearing)	×	欧州第一審裁 欧州司法裁
イギリス	意見陳述の機会の付与 (To make representations)	競争控訴審判所審判官による審判	控訴院 貴族院
フランス	聴聞の機会の付与 (Audition)	×	パリ控訴院 破毀院
ドイツ	審問の機会の付与 (Anhörung, rechtliches Gehör)	×	デュッセルドルフ高裁 連邦最高裁
韓国	意見陳述の機会の付与 (To state opinion)	公正取引委員会による不服審査 ^{注2)}	ソウル高等法院 大法院

(注1) アメリカについては、連邦取引委員会による排除措置命令のための事件処理手続である。

(注2) 公正取引委員会による不服審査を経ずに、ソウル高等法院へ提訴することも可能

(公正取引委員会事務総局から提供された情報を基に作成)